

第2章 対象事業の目的及び概要

2.1 対象事業の名称

(1) 名称

(仮称)埼玉中部資源循環センター整備事業

(2) 事業の種類

廃棄物処理施設の設置

(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第6号)

(3) 所在地

埼玉県比企郡吉見町大字大串字中山在 2797 番地 1 外

2.2 事業の目的

吉見町、東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、東秩父村の2市5町1村は、これまで4つの団体に分かれて可燃ごみ及び粗大ごみの処理を行っていたが、各施設の老朽化による建替え時期に際し、埼玉県ごみ処理広域化計画を踏まえ、平成25年3月に埼玉中部広域清掃協議会(現 埼玉中部資源循環組合)を設立した。

同協議会は平成26年3月に、8市町村が共同で可燃ごみ及び粗大ごみを処理する「新ごみ処理施設整備構想」を取りまとめ、平成27年4月には、本事業の実施主体となる埼玉中部資源循環組合(以下「本組合」という。)を発足させた。同年12月には単独で可燃ごみの処理を行っている川島町が本組合に加入し2市6町1村の一部事務組合となり、平成28年7月、施設規模の見直しも含めた「新ごみ処理施設整備基本計画」を策定し今日に至っている。

本事業計画は、「新ごみ処理施設整備基本計画」をもととした具体的な設計により、適正かつ効率的低コストなごみ処理の実現のみならず、マテリアルリサイクル及びエネルギー回収の推進を図りつつ環境に配慮し地域貢献できる新ごみ処理施設の設置を目的とする。

2.3 事業の実施区域

事業計画の実施区域(以下「計画地」という。)の位置を図2.3-1に、計画地周辺の空中写真を写真2.3-1に示す。

計画地は、埼玉県比企郡吉見町の南東部に位置しており、敷地面積は約5haである。

計画地北側には、主要地方道東松山桶川線が東西方向に走っており、南側では現在、埼玉中部環境センター(ごみ処理施設)が稼働している。



写真 2.3-1 計画地周辺の空中写真

資料：地理院地図(電子国土 Web)

2.4 事業の規模

本事業で設置するごみ処理施設の規模は、表 2.4-1 に示すとおりである。

表 2.4-1 施設の規模

施設名		規模	備考
ごみ処理 施設	ごみ焼却処理施設 (熱回収施設)	約 228 トン/日	約 114 トン/日 × 2 炉、24 時間稼働
	マテリアルリサイクル推進施設 (粗大ごみ処理施設)	約 6 トン/日	5 時間/日稼働

※新ごみ処理施設整備基本計画による

2.5 事業の実施期間

事業の実施工程は表 2.5-1 に示すとおりで、平成 34 年度内に供用開始を予定している。
ただし、行政手続きや建設工事条件等により、変更される場合がある。

表 2.5-1 事業の実施工程

項目 \ 年度	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
環境影響評価 (評価書までの手続き)	■	■	■					
施設建設事業者選定 (要求水準書含む)		■	■	■				
施設建設工事				■	■	■	■	
施設供用							■	■

2.6 事業の実施方法

2.6.1 施設の計画目標年次

平成 34 年度(供用開始初年度)

2.6.2 ごみ処理施設

(1) ごみ焼却処理施設

ごみ焼却処理施設(熱回収施設)として整備する焼却処理方式は、ストーカ方式(全連続燃焼式火格子焼却炉)とする。

ストーカ方式の基本的な処理フローは図 2.6-1 に示すとおりで、焼却炉でごみを 850℃以上の高温に加熱して、ごみ中の水分を蒸発させ可燃分を焼却する。焼却処理後は、焼却灰及び排ガス冷却設備やバグフィルタにより回収された飛灰が排出される。

本事業の実施に伴い発生する焼却残渣は、セメント原料化等の再資源化を図る計画とする。

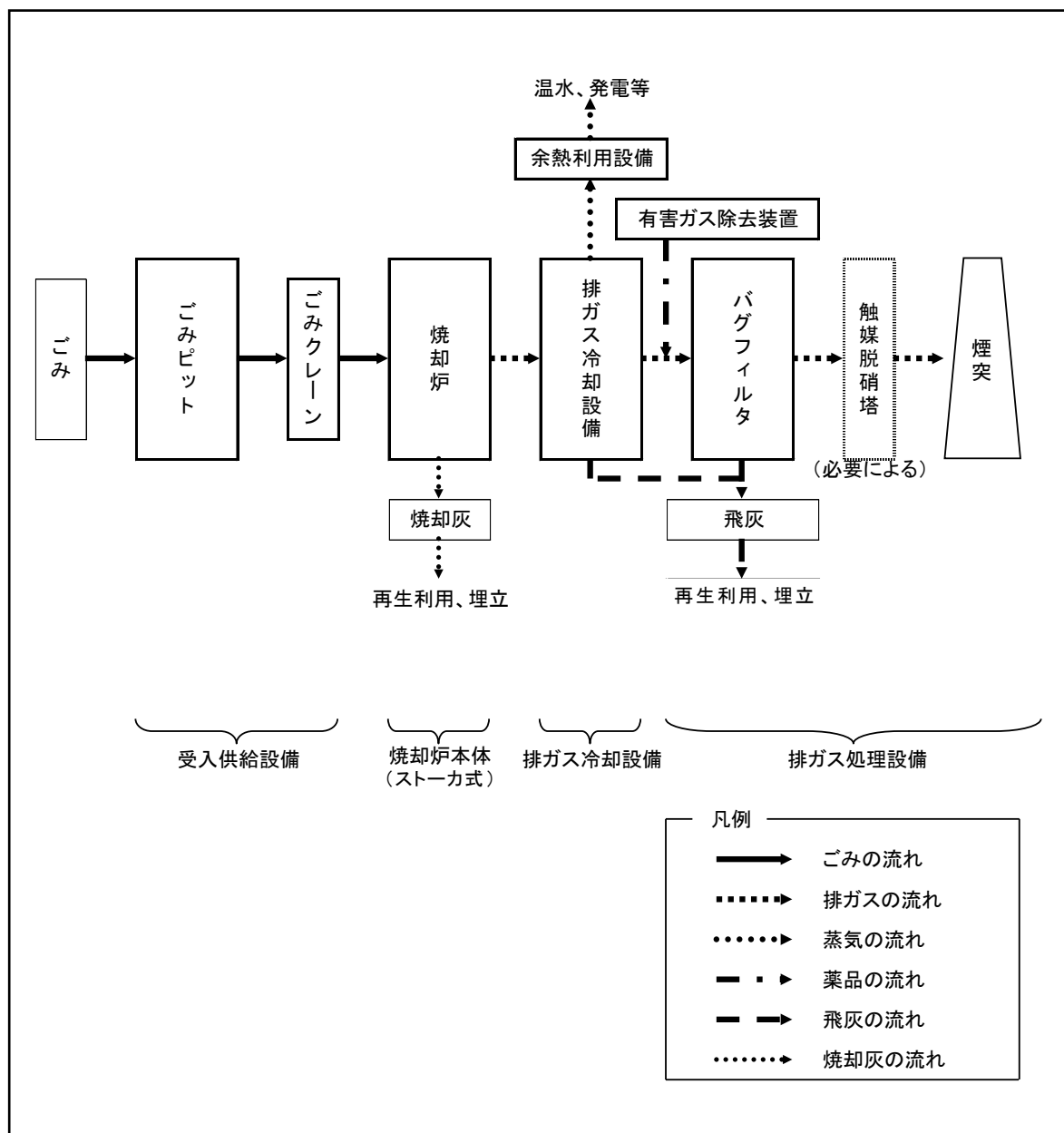


図 2.6-1 ストーカ方式の基本的な処理フロー(例)

(2) マテリアルリサイクル推進施設

マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設）では、可燃性粗大ごみ及び不燃性粗大ごみを処理対象とし、主に破碎設備、選別設備、圧縮設備、保管設備で構成される。

処理フローは図 2.6-2 に示すとおりで、可燃性粗大ごみは単独で破碎処理を行い、破碎残渣はごみ焼却処理施設（熱回収施設）のごみピットへ投入する。

不燃性粗大ごみは、破碎処理後に鉄類、アルミ、可燃性残渣、不燃性残渣に選別処理を行う。鉄類とアルミについては、受入先の体制によりバラ積みまたは圧縮後の搬出とする。可燃性残渣は、ごみ焼却処理施設（熱回収施設）のごみピットへ投入する。不燃性残渣は、バラ積みにより搬出する。

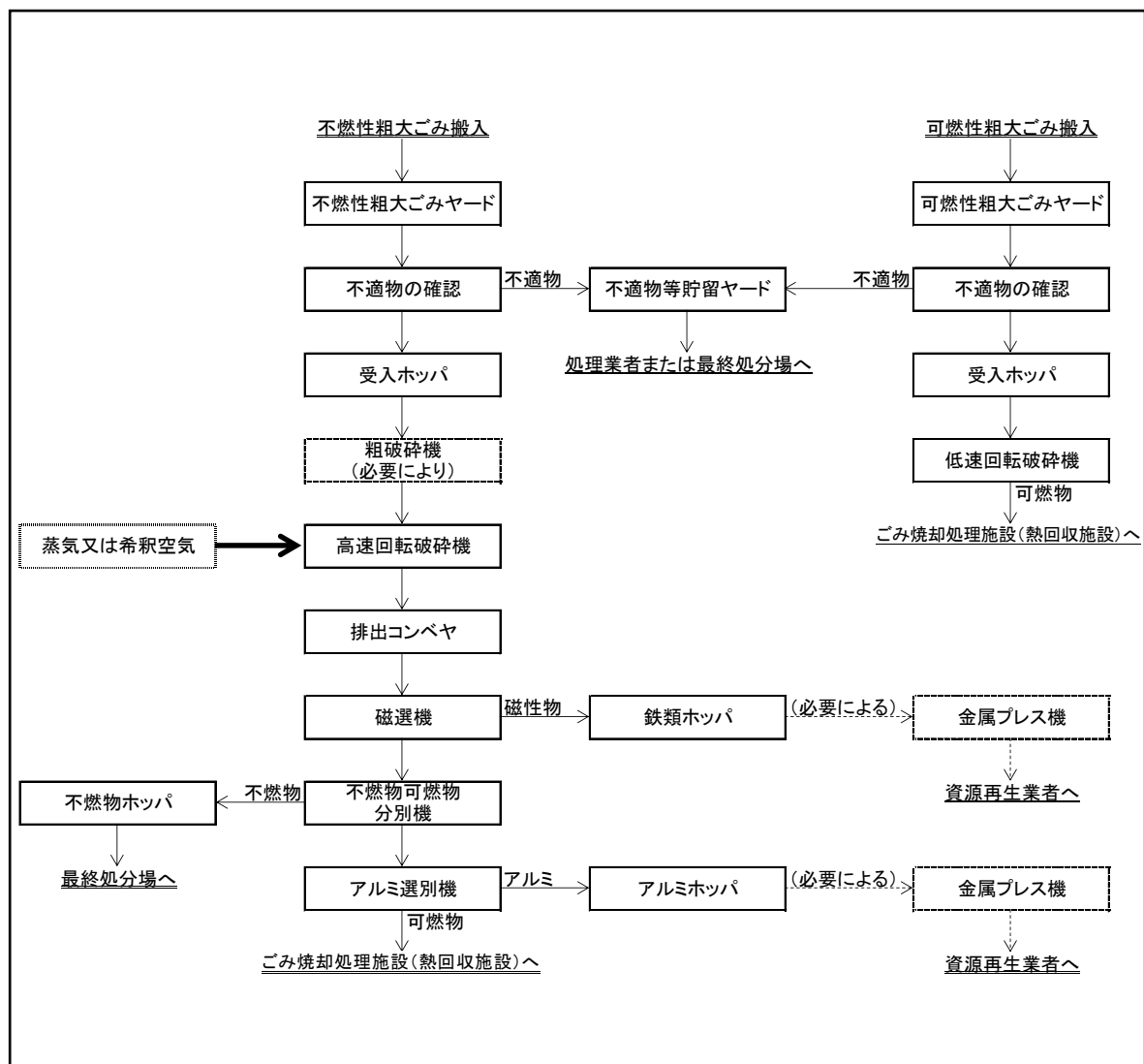


図 2.6-2 マテリアルリサイクル推進施設の処理フロー（案）

2.6.3 施設配置計画

計画地の主要施設の施設計画は表 2.6-1 に、全体配置図(案)は図 2.6-3 に示すとおりである。

工場棟(ごみ処理施設)は、近隣住宅地から最も離れた計画地南側に設置するとともに、ごみ搬出入車両の出入り口も南側に配置する。また、環境学習や工場見学の来客用及び職員用の駐車場を設け、計画地北東側には調整池を設置する。計画地敷地周囲は緑地整備(植樹)により緩衝帯とする。

計画地北側の約 2ha は周辺施設整備区域とし、地域コミュニティの拠点として住民の健康増進と地域の産業振興を支援するための余熱利用施設(健康増進施設、農産物販売所、足湯等)を建設する。ここでは、ごみ焼却処理施設(熱回収施設)から回収した余熱を利用する。その他、スポーツ広場、周辺施設利用者向けの駐車場、電気自動車充電スペース等を整備する予定であり、今後地域住民との協議により検討を進めていくこととしている。

表 2.6-1 施設計画概要

項目	建築物等	概要
ごみ処理施設整備区域	工場棟 (ごみ処理施設)	ごみ焼却処理施設(熱回収施設)及びマテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)からなる。 構造:鉄骨鉄筋コンクリート造 1 棟
	煙突	地上高さ:59m 構造:鉄骨造外筒・鋼製内筒型(建物一体型)
	管理啓発棟	見学者説明会場を兼ねる。 構造:鉄筋コンクリート造
	調整池	オープン型。
	通路・駐車場等	計量棟(計量機 2 基)、洗車場(ごみ収集車用)、車庫棟(灰搬出車及び作業車用)を含む。
	緑地(緩衝帯)	植樹。
周辺施設整備区域	余熱利用施設	健康増進施設、農産物販売所、足湯、プール、温浴施設、イベント広場等の部屋を配置予定。 構造:鉄筋コンクリート造 屋上:太陽光パネル(175kW)を設置
	スポーツ広場	緑地として、芝張り及び植樹。
	通路・駐車場等	バスロータリー、電気自動車(バス)充電スペースを含む。
	緑地(緩衝帯)	植樹。

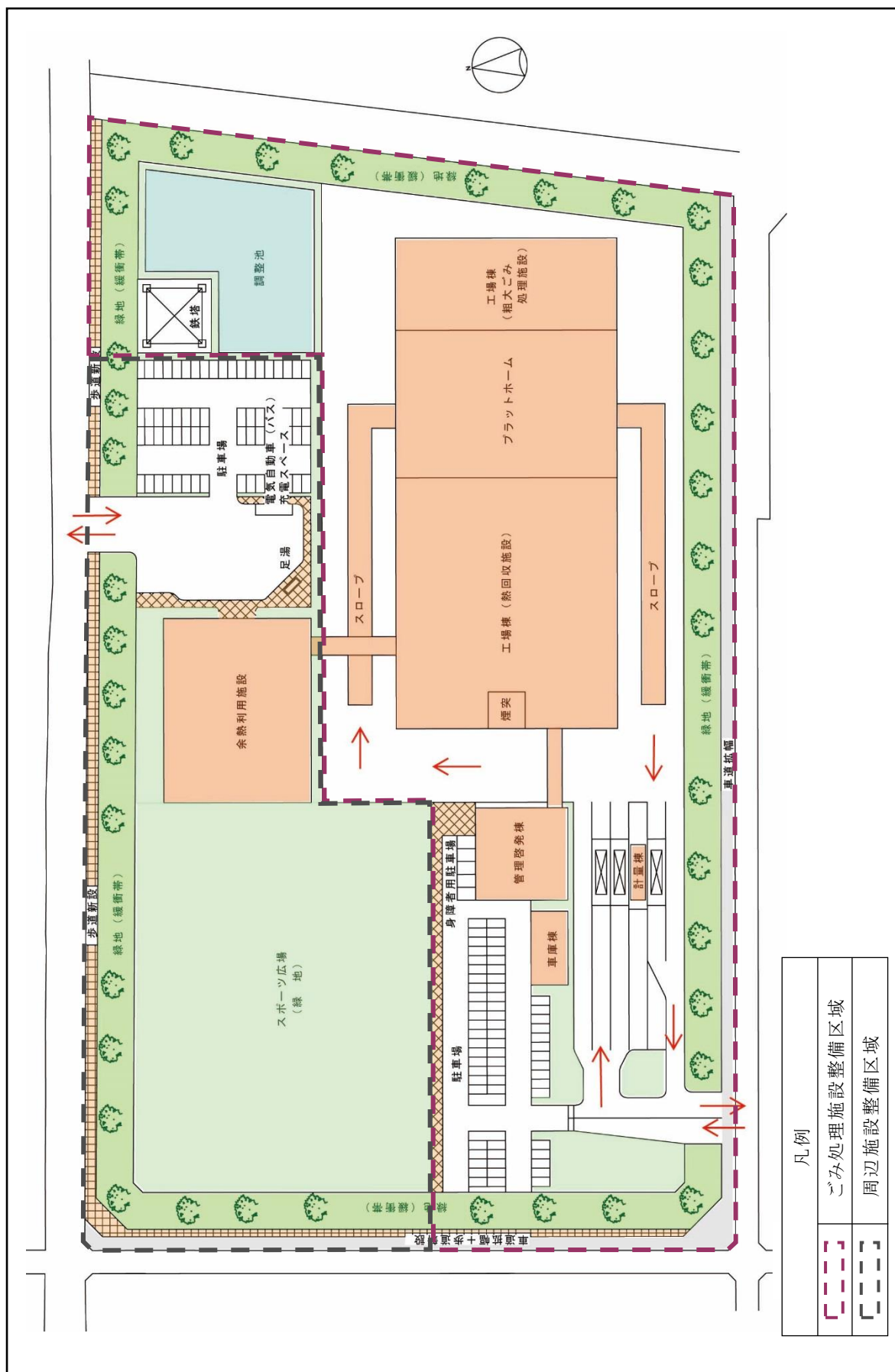


図 2.6-3 計画地の全体配置図 (案)

2.6.4 ごみ処理計画

本ごみ処理施設で処理するごみ種別は以下のとおりである。

また、平成 34 年度(計画目標年次)における計画ごみ質は、表 2.6-2 に示すとおりである。

平成 34 年度(計画目標年次)の処理対象ごみ量は表 2.6-3 に示すとおりで、参考として平成 27 年度実績を示すが、処理対象ごみ量は減少傾向にあり、本ごみ処理施設稼働後(平成 34 年度以降)も減少傾向で推移するものと考えられる。

【ごみ焼却処理施設(熱回収施設)】

- ① 家庭から排出される可燃ごみ
- ② 事業所から排出される可燃ごみ
- ③ 可燃性の破碎残渣
- ④ 資源ごみの選別残渣

【マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)】

- ① 家庭から排出される粗大ごみ
- ② 事業所から排出される粗大ごみ

表 2.6-2 ごみ焼却処理施設(熱回収施設)対象の計画ごみ質(平成 34 年度)

項目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量(kJ/kg)		5,000	7,600	10,200
種類組成 (%)	紙類	47.2	47.7	48.3
	布類	6.2	7.4	8.8
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	12.4	13.7	15.4
	木・竹・わら類	12.7	11.6	10.0
	厨芥類	15.9	15.1	14.0
	不燃物	1.9	1.5	1.0
	その他	3.7	3.0	2.5
単位体積重量(kg/m ³)		223	186	147
三成分 (%)	水分	59.8	47.1	34.6
	灰分	5.9	6.3	6.6
	可燃分	34.3	46.6	58.8
元素組成 (%)	炭素量	52.51	52.74	53.10
	水素量	7.51	7.56	7.66
	窒素量	0.96	0.90	0.86
	硫黄量	0.03	0.02	0.03
	塩素量	0.57	0.60	0.64
	酸素量	38.42	38.18	37.71

表 2.6-3 処理対象ごみ量(組合 2 市 6 町 1 村全体)

施設名		ごみ種別	平成 34 年度 (計画目標年次)	平成 27 年度実績 <参考>
ごみ処理 施設	ごみ焼却処理施設 (熱回収施設)	家庭系可燃ごみ	43,849 トン/年	47,025 トン/年
		事業系可燃ごみ	16,424 トン/年	16,892 トン/年
		可燃残渣(選別可燃)	921 トン/年	995 トン/年
		合計	61,194 トン/年	64,912 トン/年
		年間日平均処理量	167.7 トン/日	177.8 トン/日
	マテリアルリサイクル 推進施設 (粗大ごみ処理施設)	家庭系粗大ごみ	1,201 トン/年	1,272 トン/年
		事業系粗大ごみ	96 トン/年	99 トン/年
		合計	1,297 トン/年	1,371 トン/年
		年間日平均処理量	3.6 トン/日	3.8 トン/日

※新ごみ処理施設整備基本計画による

2.6.5 ごみ処理施設の整備方針

本ごみ処理施設の整備に係る基本方針は、以下のとおりである。

- ①本ごみ処理施設は、環境と安全を徹底的に配慮した施設として整備する。加えて浸水対策について十分考慮し、災害対策拠点となる施設とする。
- ②本ごみ処理施設は、本組合構成市町村の循環型社会に向けた取り組みの中心的な役割を担う施設とし、環境学習にも資する施設とする。
- ③ごみ焼却処理施設は、ごみの焼却処理から発生する熱エネルギーを有効利用する“熱回収施設”として整備し、エネルギーセンターの機能を持つ循環型社会のシンボルと位置付ける。
- ④マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)は、処理対象物中の異物による爆発防止対策を施し、適切な選別機導入による金属回収率の向上等により、安全・安心で安定した運転操業と最終処分量削減に寄与する施設とする。
- ⑤ごみ処理施設の周辺には、施設の供給するエネルギーを活用し、住民の健康づくりを通じて健康長寿を支援し、かつ、地域産業を振興する余熱利用施設等を整備する。

なお、施設整備の推進に際しては、本組合構成市町村の緊密な連携のもと、住民生活に真に必要な施設を、効率的かつ経済的な手法で実施し、地域住民に広く親しまれる施設建設を目指すこととする。

2.6.6 設備計画

ごみ処理施設の設備計画は、表 2.6-4 に示すとおりである。

表 2.6-4 設備計画概要

施設名		設備名	型式、対象物質等	計画概要
ごみ処理施設	ごみ焼却処理施設 (熱回収施設)	受入、供給設備	方式	ピット及びクレーン ごみピット内：負圧
		焼却設備	炉型式	ストーカ方式 (全連続燃焼式火格子焼却炉)
		燃焼ガス冷却設備	型式	廃熱ボイラ型式
		排ガス処理設備	ばいじん	ろ過式集じん器
			硫黄酸化物、 塩化水素	乾式法
			窒素酸化物	触媒脱硝法または無触媒脱硝法
			ダイオキシン類	高温酸化分解、 バグフィルタ＋活性炭処理
			水銀	バグフィルタ＋活性炭処理
		余熱利用設備	用途	発電設備、冷暖房、計画地内への熱供給(温水プール等)
		灰処理設備	飛灰処理	(以下のうち、いずれかの方式を採用) ・セメント固化＋薬剤処理 ・薬剤処理 ・(計画地内)未処理＋焼成処理
	排水処理設備		プラント排水	排水種類毎適正処理後、計画地内再利用
			生活排水	合併処理浄化槽処理後、公共用水域へ排水
			雨水排水	調整池において流量調整後、公共用水域へ排水
	マテリアルリサイクル推進施設 (粗大ごみ処理施設)	受入、供給設備	方式	ヤード及びホッパ
		破碎設備	可燃性粗大ごみ	低速回転破碎機
			不燃性粗大ごみ	高速回転破碎機
		選別設備	不燃性粗大ごみ	磁選機、アルミ選別機
		集じん設備	型式	サイクロン＋ろ過式集じん器
		排水処理設備	プラント排水	ごみ焼却処理施設(熱回収施設)に 同じ
			生活排水	
			雨水	

2.6.7 排ガス処理計画及び大気汚染防止計画

(1) 排ガス処理計画

ごみの焼却に伴い発生する煙突排ガスの排出濃度は表 2.6-5 に示すとおりで、技術的にかつ合理的に可能な範囲で法や条例の排ガス排出基準よりも厳しい自主基準値を設定する。

設置する排ガス処理設備は表 2.6-6 に、排ガスの処理フローは図 2.6-4 に示すとおりである。

表 2.6-5 ばい煙に関する諸元(ごみ焼却処理施設)

項目		単位	ごみ焼却処理施設 (熱回収施設)	排出基準等 ²⁾
排出濃度 ¹⁾	ばいじん	g/m ³ N	0.02 以下	0.04
	硫黄酸化物	ppm	30 以下	K 値 = 17.5
	窒素酸化物	ppm	50 以下	180
	塩化水素	ppm	30 以下	123
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.1 以下	0.1
	水銀	μg/m ³ N	30 以下	30

1) 排出濃度はすべて 12%酸素換算値。

2) 排出基準等は以下のとおり。

- ・ばいじん : 大気汚染防止法施行規則 別表第二、附則別表による。
- ・硫黄酸化物 : K 値は、大気汚染防止法施行令 別表第三 及び 大気汚染防止法施行規則 別表第一(区域は、昭和 51 年 9 月 1 日における行政区画)による。
- ・窒素酸化物 : 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針(埼玉県)別表 1 による埼玉県指導基準。
- ・塩化水素 : 大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例(埼玉県)別表より、塩化水素の上乗せ排出基準 200mg/m³N を濃度(ppm)に換算。換算式は、大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について(環大規 136 号)に基づき以下による。

$$Cs: \text{排出ガス中における塩化水素重量(mg/m}^3\text{N)}$$

$$Cp: \text{JIS K 0107 により算定される塩化水素濃度(単位 ppm)}$$

$$Cs = (36.5/22.4) \times Cp$$

$$Cp = Cs \times (22.4/36.5)$$

$$= 200 \times (22.4/36.5)$$

$$\approx 123\text{ppm}$$
- ・ダイオキシン類 : ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 別表第一 及び 附則別表第二による。
- ・水銀 : 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令(平成 28 年 9 月 26 日環境省令第 22 号)による。

表 2.6-6 排ガス処理設備

処理対象物質	処理方式
ばいじん	ろ過式集じん器
硫黄酸化物、塩化水素	乾式法
窒素酸化物	触媒脱硝法または無触媒脱硝法
ダイオキシン類	高温酸化分解、バグフィルタ＋活性炭処理
水銀	バグフィルタ＋活性炭処理

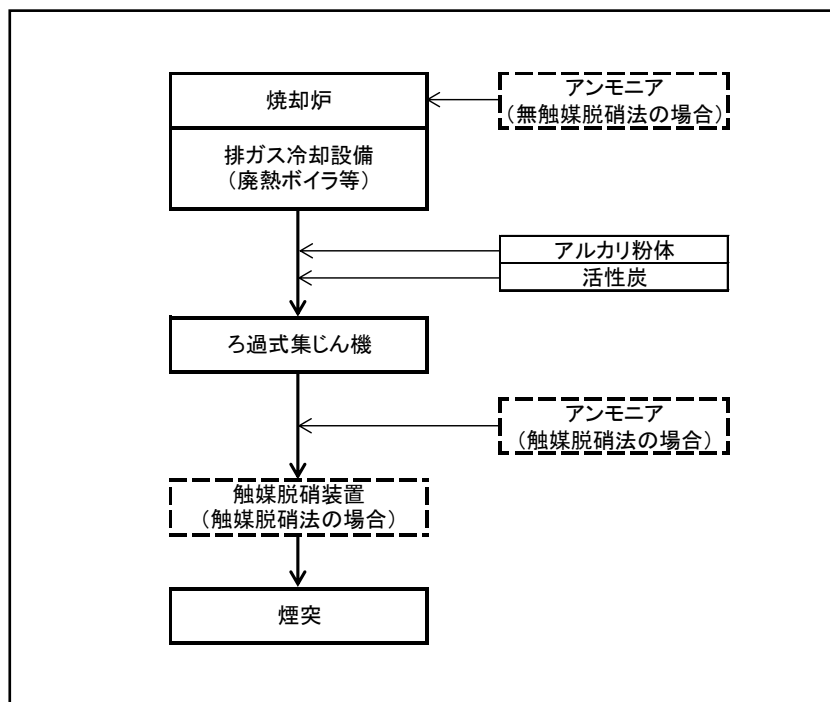


図 2.6-4 排ガス処理フロー（案）

(2) 大気汚染防止計画

ごみ焼却処理施設(熱回収施設)供用時の大気汚染防止計画は、以下のとおりとする。

- ① 排ガスの排出濃度は、表 2.6-5(2-13 ページ)に示す法や条例の排ガス排出基準よりも厳しい自主基準値を設けて、モニタリングを行い、適正な運転管理を行う。
- ② 表 2.6-6(2-14 ページ)に示す排ガス処理設備を適切に維持管理して、排ガス中の大気汚染物質の捕集・除去を行う。
- ③ 上記に加え、窒素酸化物は燃焼制御法によりその発生を抑制する。
- ④ ダイオキシン類発生抑制のため、以下を実施する。
 - ・ 安定した燃焼のため、ごみピットにおいてごみの攪拌を行い、ごみ質の均一化を図る。
 - ・ 燃焼においては、850℃以上の燃焼温度を2秒以上確保して完全燃焼を行う。
 - ・ 安定燃焼の指標として、燃焼温度と一酸化炭素濃度の連続測定を行い、4時間平均で30ppm以下、1時間平均で100ppm以下となるように、適正な運転管理を行う。
 - ・ ボイラ内に堆積するダストは、スートブローやハンマリングにより定期的に除去する。
 - ・ ボイラでは、ダイオキシン類の生成が盛んになる温度域(200～600℃)の通過時間を短くするとともに、集じん器入口ガス温度は200℃以下にする。
- ⑤ 水銀発生抑制のため、水銀使用製品の分別排出について周知徹底を図り、可燃ごみへの混入を抑制する。

また、マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)供用時の大気汚染防止計画は、以下のとおりとする。

- ① 設置する機器は、必要により防じんカバーを設ける。
- ② 粉じんの発生する箇所は、集じんフードを設けてサイクロン及びろ過式集じん器による除じん後に屋外へ排気する。
- ③ 必要箇所には散水装置を設置する。

2.6.8 給水・排水計画及び水質汚濁防止計画

(1) 給水計画

ごみ処理施設では、吉見町から上水道の供給を受け、生活用水及びプラント用水(洗浄水、ボイラ用水、機器冷却用水等)として使用する。また、地下水を揚水し、プラント用水の一部として利用する。

なお、余熱利用施設は吉見町から上水道の供給を受け、生活用水及びプール用水等を使用する。プール用水等はろ過処理した上で循環利用する。

(2) 排水計画

ごみ処理に伴って発生するプラント排水は、有機系及び無機系の排水の種類ごとに表 2.6-7 に示す適正処理を行い、処理後はプラント内で再利用する。

生活排水(余熱利用施設含む)はプラント排水と分離した設備構成とし、合併浄化槽による処理を行って水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める排水基準に適合させた後、計画地東側の排水口から水路放流後公共用水域へ排水する。

雨水排水は、調整池に一時貯留して流量調整を行い、生活排水と同じく水路放流後公共用水域へ排水する。

排水処理フローは図 2.6-5 に、生活排水及び雨水排水の排水経路は図 2.6-6 に示すとおりである。

表 2.6-7 排水処理方式

処理対象排水		処理方式
プラント排水	ごみピット排水	ごみピット返送方式または炉内噴霧方式
	プラントホーム洗浄排水	固形分・油分除去、有機系排水処理、無機系排水処理後に再利用
	洗車排水	
	無機系排水 ¹⁾	無機系排水処理(凝集沈殿、ろ過等)後に再利用
生活排水		合併処理浄化槽処理後、計画地東側の排水口から公共用水域へ排水
雨水排水		調整池にて流量調整後、計画地東側の排水口から公共用水域へ排水

1) 灰出し排水、純水装置排水、ボイラ・機器冷却ブロー排水等。

(3) 水質汚濁防止計画

ごみ処理施設供用時の水質汚濁防止計画は、以下のとおりとする。

- ①ごみの処理に伴って発生する排水は、処理後、工場内で再利用する。
- ②生活排水は、合併浄化槽で処理後に公共用水域へ排水する。
- ③雨水排水は、計画地敷地内の雨水調整池に引込んで流量調整を行い、公共用水域へ排水する。

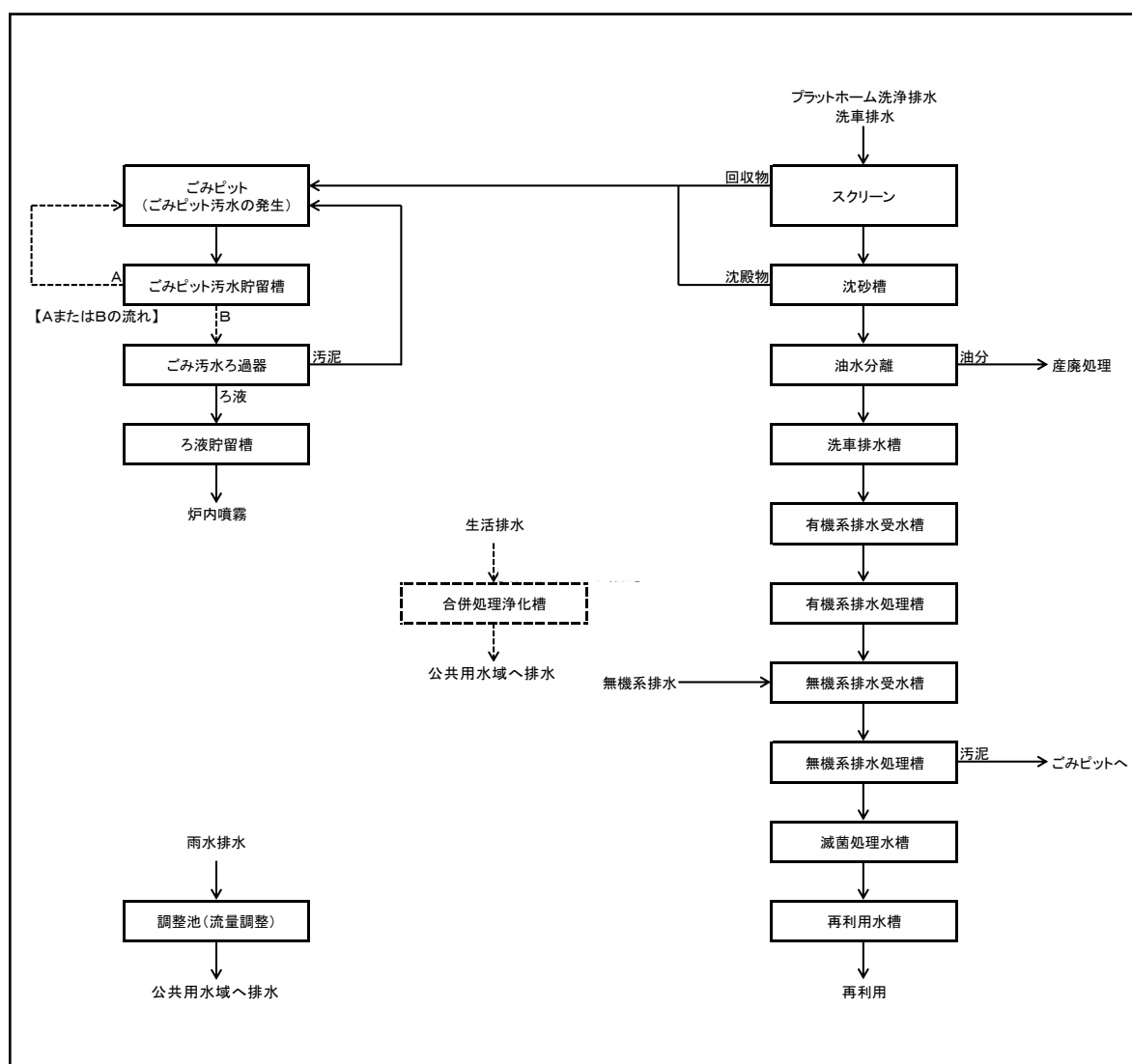


図 2.6-5 排水処理フロー(案)

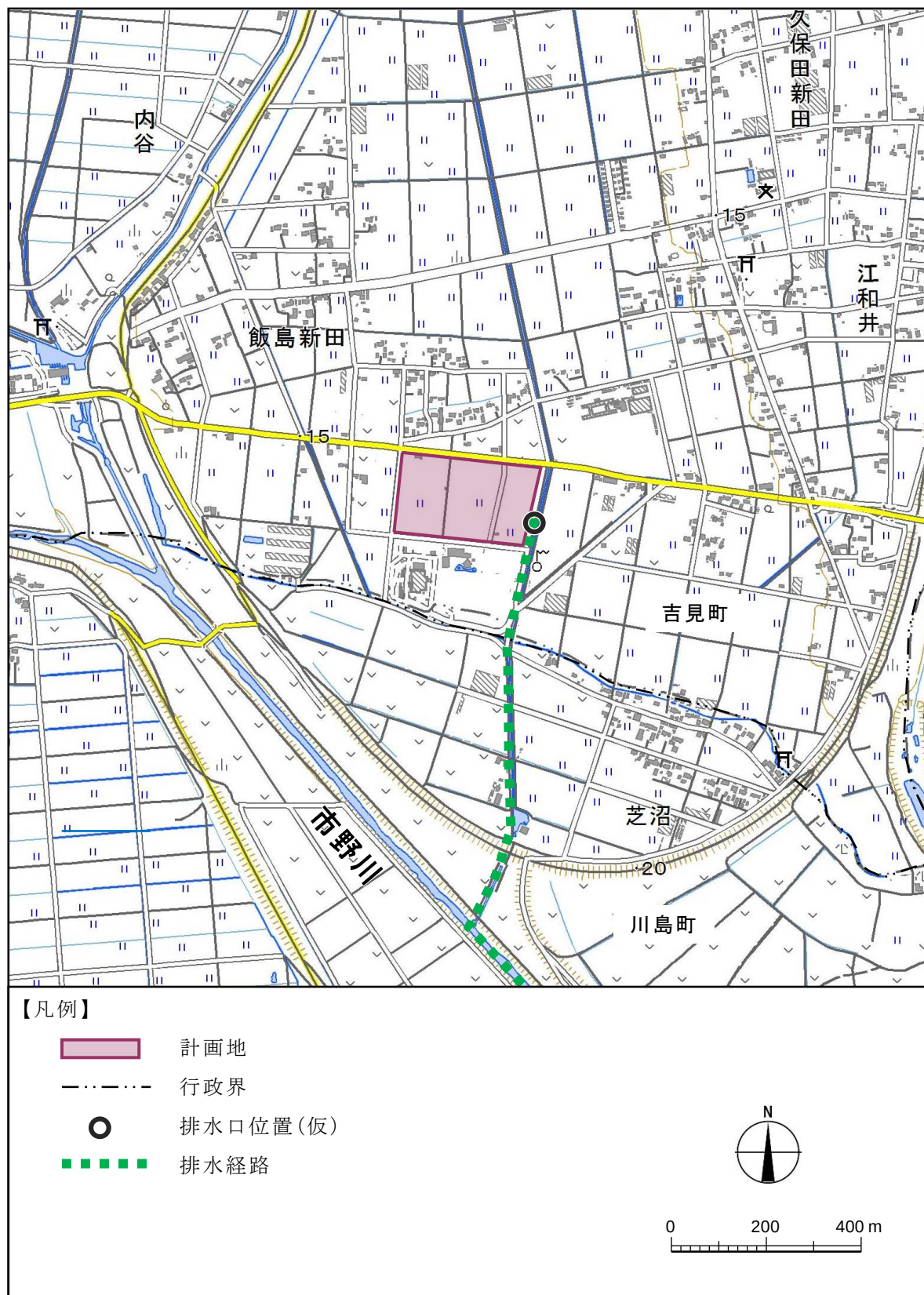


図 2.6-6 排水経路

資料:国土地理院 1/25,000 地形図

2.6.9 騒音・低周波音、振動防止計画

ごみ処理施設供用時の騒音・低周波音、振動防止計画は、以下のとおりとする。

- ①低騒音・低振動型の機器を選択する。
- ②騒音を発生させる機器や配管については、原則として地下や工場棟内部に納め、必要に応じて吸音材の取付け等を行う。
- ③低周波音対策として、必要に応じて消音器、防振ゴム、防振架台を設置する。
- ④振動を発生させる機器については、振動の伝播を防止するために独立基礎、防振装置等を設ける。
- ⑤騒音が特に著しい機器類は、遮音性の高い部屋に格納する、あるいは独立基礎を設置する等により、騒音の工場棟（ごみ処理施設）外への伝播を防ぐ。
- ⑥低周波の音源となる機器類は、遮音性の高い部屋に格納し、機器の回転数は共振が生じないように適正な点検・整備を行う。
- ⑦部屋の換気に伴う吸排気口からの騒音の漏れに配慮する。
- ⑧復水器からの騒音を減じるために吸音材等による措置を講ずる。
- ⑨粗大ごみ処理の破砕機室は鉄筋コンクリート構造とし、適切な位置に大型機器搬入のための十分な広さを有する開口部及び防音防爆用のドアを設ける。
- ⑩敷地周囲には植栽による緩衝帯を配置する。
- ⑪計画地敷地内に配置するランプウェイは、壁と天井で囲むことにより、勾配区間を走行するごみ収集車両からの騒音を防ぐ。

2.6.10 悪臭防止計画

ごみ処理施設供用時の悪臭防止計画は、以下のとおりとする。

- ①臭気が発生しやすい場所は密閉構造とし、内部の圧力を周囲より下げることにより臭気の漏えいを防ぐ。
- ②臭気が発生しやすいごみピットは、ピット内の空気を燃焼用空気として吸引し、ピット内を負圧に保つとともに、その吸引した空気を燃焼に使用することにより臭気成分を分解する。
- ③休炉時については、脱臭装置により臭気成分を吸着する。
- ④プラットフォーム出入口にはエアカーテン及び自動扉を設置する。また、ランプウェイを壁と天井で囲むことにより臭気の漏えいを防止する。
- ⑤ごみ収集車両等は、自動洗車装置により洗浄を行う。

2.6.11 余熱利用計画及び温室効果ガス発生抑制対策

ごみ焼却処理施設（熱回収施設）において、ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを有効利用することで、温室効果ガス等の排出を抑制する。

回収した熱は、ボイラや熱交換器により蒸気、温水または電力に変換し、工場棟（ごみ処理施設）及び余熱利用施設（健康増進施設、農産物販売所、足湯等）への給湯と、空調（冷暖房）等に使用する。また、余剰電力は売電を計画している。

その他、ごみ処理施設供用時の温室効果ガス発生抑制対策は、以下のとおりとする。

- ①ごみの焼却にあたっては、ごみピットにおいて攪拌によりごみ質の均一化を図り、助燃材の利用を抑制する。
- ②省エネルギーの機器を採用することにより、消費電力を抑制する。
- ③ごみ収集車両や残渣搬出車両は、低燃費車両の利用に努める。
- ④太陽光発電設備を設置して電力の省力化を図る。
- ⑤計画地内の緑化に努める。

2.6.12 施設稼働計画

ごみ処理施設の稼働計画は、表 2.6-8 のとおりである。

表 2.6-8 施設稼働計画

施設名		項目	計画*1	備考
ごみ処理施設	ごみ焼却処理施設 （熱回収施設）	稼働時間	24 時間	
		補修点検等年間停止日数	85 日	
		年間稼働日数	280 日	
		実稼働率	76.7%	280 日/365 日
	マテリアルリサイクル 推進施設 （粗大ごみ処理施設）	稼働時間	5 時間	午前 8 時～午後 5 時の間
		年間休止日数	121 日	週 2 日及び祝日
		年間稼働日数	244 日	週 5 日稼働
		実稼働率	66.8%	244 日/365 日

*1) 計画目標年次（平成 34 年度）の値。

2.6.13 車両運行計画

ごみ処理施設の稼働に伴い、ごみ収集車両、ごみ処理後の残渣搬出車両及びごみ分別後の資源搬出車両等が運行することとなる。

また、その他の車両として、ごみ処理施設職員の通勤車両、環境学習や工場見学等のごみ処理施設への来客車両、余熱利用施設の利用客車両等の運行も見込まれる。

ごみ処理関連車両の運行台数(推計値)は表 2.6-9 に、ごみ収集車両の主な走行経路は図 2.6-7 に示すとおりである。

なお、ごみ収集車両の走行に関する環境保全対策は、以下のとおりとする。

- ① 車両運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導、監督及び啓発を行う。
- ② 運搬車両の運行が集中しない収集計画とする。
- ③ 日中の通学・通勤時間帯を避け、指定ルートにて運搬を行う。
- ④ 収集した廃棄物が走行中に道路上に飛散しないよう確実な収集作業を行う。
- ⑤ 運搬車両の点検・整備を十分に行い、不要な空ぶかしを避けるとともに、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手へ指導し、沿道環境の維持に努める。
- ⑥ 運搬車両のうち、ディーゼル車については、九都県市粒子状物質減少装置装着適合車を使用する。
- ⑦ 車両入れ替え時には低排出ガス型や低騒音型車両の導入に努める。

表 2.6-9 ごみ処理関連車両の運行台数(推計値)

単位:台/日

施設名	項目		車両台数(日平均)
ごみ処理施設	ごみ収集	収集車両	199
		直接搬入	25
	業務関連車両		20

注) 業務関連車両とは、資材等納入車両、ごみ処理後の残渣搬出車両、ごみ分別後の資源搬出車両等をいう。



図 2.6-7 ごみ収集車両の主な走行経路

資料:国土地理院 1/25,000 地形図

2.6.14 工事計画

工事工程(案)は表 2.6-10 のとおりで、平成 32 年 4 月から平成 34 年 3 月にかけて 3 年で終了する予定。

なお、工事並びに工事車両の運行は、原則として日曜以外の午前 8 時～午後 5 時とする。

表 2.6-10 工事工程(案)

施設名	工事項目	平成 31 年度				平成 32 年度				平成 33 年度				平成 34 年度			
ごみ処理施設	設計・申請許可																
	土木建築工事																
	設備工事																
	外構工事																
	試運転																

注) 本表は、現時点でのおおよその計画日程である。

2.6.15 工事用資材等の運搬計画

工事用資材等運搬車両の計画地への主な搬出入経路は、図 2.6-7(2-22 ページ)に示すごみ収集車の主な走行経路に同じとする。

2.6.16 工事中の環境保全計画

工事中の環境保全計画として、以下の対策を徹底する。

(1) 大気汚染防止対策

- ① 建設機械の稼働が集中しない工事計画とする。
- ② 建設機械の点検・整備を十分に行う。
- ③ 排出ガス対策型の建設機械を使用する。
- ④ 計画地敷地周囲には仮囲いを設け、必要により防じんネットや養生シートの設置、散水等を実施する。

(2) 水質汚濁防止対策

- ① 掘削工事の排水や雨水排水対策として、沈砂槽を設置する。
- ② シート養生等により、土砂流出を防止する。
- ③ 工事車両の洗車に伴う排水は、油水分離、沈砂、pH 調整等の水処理設備を設置する。

(3) 騒音・振動対策

- ① 建設機械の稼働は、原則として日曜以外の午前 8 時～午後 5 時とする。
- ② 建設機械の稼働が集中しない工事計画とする。
- ③ 低騒音・低振動型の建設機械を導入し、点検・整備を十分に行う。
- ④ 本体工事に際しては、周囲に仮囲いを設置するとともに、基礎工事では騒音の大きい打撃工法や振動の大きな工法は極力採用しない。

(4) 廃棄物発生抑制対策

- ① 「建設リサイクル法」、「彩の国建設リサイクル実施指針」、「建設リサイクル推進計画 2015（関東地域版）（平成 27 年 7 月、関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会）」を踏まえ、建設資材廃棄物の発生抑制や再資源化の実施に努める。
- ② 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努める。
- ③ 発生した建設資材廃棄物については、廃棄物処理法の産業廃棄物処理基準や建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）に示されたとおり、適正な分別排出や処理委託を行う。
- ④ 工事に伴い発生する残土は、切土と盛土のバランスを極力図り、その発生量を抑制する。

(5) 温室効果ガス発生抑制対策

- ① 建設機械の計画的で効率的な運用を行い、全体の稼働時間を抑制する。
- ② 低燃費の建設機械の利用に努める。

(6) 工事用車両の走行に関する環境保全対策

- ① 工事用車両の運行は、原則として日曜以外の午前 8 時～午後 5 時とする。
- ② 車両運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導及び監督を行う。
- ③ 工事用車両の運行が集中しない工事計画とする。
- ④ 工事用車両の点検・整備を十分に行い、不要な空ぶかしを避けるとともに、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手へ指導し、沿道環境の維持に努める。
- ⑤ 工事用車両のうち、ディーゼル車については、九都県市粒子状物質減少装置装着適合車を使用する。
- ⑥ 低燃費車両の利用に努め、過積載防止を徹底する。